

2022年8月12日

株 主 各 位

東京都武蔵野市中町二丁目1番9号
株式会社 I G ポート
代表取締役社長 石 川 光 久

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスへの感染拡大防止のため、当日のご来場は可能な限りお控えいただき、書面による議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年8月29日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月30日（火曜日）午前11時
 2. 場 所 東京都三鷹市下連雀三丁目38番4号
三鷹産業プラザ 7階 703-705会議
末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第33期(2021年6月1日から2022年5月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期(2021年6月1日から2022年5月31日まで)
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.igport.co.jp>)に掲載させていただきます。

〈添付書類〉

事業報告

（自 2021年6月1日）
（至 2022年5月31日）

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染者数が減少したことにより、まん延防止等重点措置は解除され、個人消費は持ち直しの兆しが見られるようになりました。世界経済については、東欧や東アジアでの地政学リスクが高まったことにより、資源や穀物等の価格の高騰やサプライチェーンが混乱したことから、世界経済の減速が懸念されており、先行きについては不透明な状況が続いています。

当社グループを取り巻く経営環境について、アニメーション産業は、一般社団法人日本動画協会による「アニメ産業レポート2021サマリー」2021年12月1日発表によれば、10年連続で伸長していたアニメ市場は、コロナ禍に直撃された2020年は2兆4,261億円（前年比96.5%）となりました。一方、海外市場は拡大しており、アニメ業界全体では制作タイトル数は増加し、配信ビジネスの拡大による制作費は上昇しております。

出版産業は、全国出版協会・出版科学研究所による2022年1月25日付発表によれば、紙と電子を合算した出版市場は、前年比3.6%増の1兆6,742億円となりました。紙の出版市場が同1.3%と小幅なマイナスに留まった一方、電子出版市場が同18.6%増と大きく伸長したため、3年連続のプラス成長となっております。電子出版市場における電子コミックは同20.3%増の4,114億円となり、電子出版市場における電子コミックの市場占有率は88.2%となっております。

このような情勢のもと当社グループは、テレビ・配信・ビデオ用アニメーション、劇場用アニメーション、その他にゲーム用、プロモーション用、実写等の制作を行う映像制作事業、コミック誌、書籍（コミックス、ノベルス、原作ガイドブックを含む）の企画・製造・販売及び電子コミックスの配信を行う出版事業、映像作品等へ出資することによる二次利用から生じる収益分配を主とする著作権事業を中心に行い、前期に比べ増収減益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は11,872,358千円、経常利益は574,468千円（前期比22.6%減）、映像マスター及びコンテンツ資産の減価償却費の一部については税務上の損金計上が翌期以降に繰延べられるた

め法人税額が大幅に増加した一方で、繰延税金資産の回収可能性を保守的に検討した結果、当該一時差異に対する繰延税金資産の計上を見送った事により、親会社株主に帰属する当期純利益は5,751千円（前期比99.0%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用した数値となっており、当該会計基準の適用により大きな影響の生じる売上高の前年同期比は記載しておりません。

セグメントの業績は次のとおりであります。

[映像制作事業]

映像制作事業におきましては、テレビ用アニメーション「SPY × FAMILY」「アオアシ」「王様ランキング」「銀河英雄伝説 Die Neue These 激突」「プラチナエンド」等、配信用アニメーション「攻殻機動隊 SAC_2045」SEASON 2、「ULTRAMAN」Season 2、劇場用アニメーション「バブル BUBBLE」「サイダーのように言葉が湧き上がる」「DEEMO サクラノオト-あなたが奏でた音が、今も響く-」、配信用実写ドラマ「湯あがりスケッチ」、その他プロモーションビデオ・CM・ゲーム・遊技機のアニメーションを納品しました。映像制作事業では、物価の高騰により人件費やCG制作費、外注費等が高騰しており、制作期間の長期化により厳しい状況が続いています。新規受注や納品しました一部の作品について改善がみられましたが、受注損失引当金を計上する作品もありました。

以上により、当事業の売上高は5,956,841千円、営業損失は402,799千円（前期は127,285千円の営業損失）となりました。

[出版事業]

出版事業におきましては、コミック誌の定期刊行物は「月刊コミックガーデン」（12点）を刊行しました。書籍（コミックス、ノベルス、原作ガイドブックを含む）は「魔法使いの嫁」「転生貴族の異世界冒険録」「魔道具師ダリヤはうつむかない～Dahliya Wilts No More～」の最新刊等、125点を刊行しました。書店向け出版売上はほぼ前年並みとなりましたが、電子書籍売上は従来のオリジナル作品に加え、市場のトレンドに合った作品（なろう系、異世界転生モノ、悪役令嬢モノ等）を適切なタイミングでコミカライズした結果、前年対比40%増を超える成長率となり好調に推移しました。

以上により、当事業の売上高は2,646,940千円（前期比22.5%増）、営業利益は541,427千円（前期比31.9%増）となりました。

[著作権事業]

著作権事業におきましては、「攻殻機動隊」「海賊王女」「ヴァンパイア・イン・ザ・ガーデン」「進撃の巨人」「ハイキュー!!」「GREAT PRETENDER」等のシリーズタイトルを中心に、二次利用による収益分配を計上しました。映像マスターとコンテンツ資産の減価償却費は、前期に比べ646,263千円増加しました。

以上により、当事業の売上高は2,932,015千円（前期比37.6%増）、営業利益は590,384千円（前期比19.2%増）となりました。

[その他事業]

その他事業におきましては、雑誌のイラスト描きやキャラクターの商品販売等により、当事業の売上高は336,560千円（前期比15.3%増）となり、営業損失は43,788千円（前期は35,725千円の営業利益）となりました。

事業別売上高

区 分	売上高（千円）	構成比率（%）
映像制作事業	5,956,841	50.2
出版事業	2,646,940	22.3
著作権事業	2,932,015	24.7
その他事業	336,560	2.8
合 計	11,872,358	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資等の総額は1,300,703千円で、その主なものは次のとおりであります。

映像マスター	967,068千円
コンテンツ資産	253,558千円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの運転資金として、金融機関より長期借入金200,000千円の借入を実施しております。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第30期 2019年5月期	第31期 2020年5月期	第32期 2021年5月期	第33期 (当連結会計年度) 2022年5月期
売 上 高(千円)	8,872,312	9,062,984	9,934,081	11,872,358
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△307,696	222,861	742,389	574,468
親会社株主に 帰属する当期 純利益又は親 会社株主に帰 属する当期純 損 失 (△) (千円)	△179,655	△22,811	582,366	5,751
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失(△) (円)	△36.61	△4.65	117.87	1.17
総 資 産(千円)	9,895,868	11,150,206	11,847,995	11,415,446
純 資 産(千円)	5,036,152	4,962,631	5,780,774	5,458,180
1株当たり純資産 額 (円)	1,017.65	1,007.70	1,136.89	1,140.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、算定上の基礎となる期末普通株式数に従業員インセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
(株)プロダクション・アイジー	10,000千円	100.0%	アニメ制作
(株)マッグガーデン	10,000千円	100.0%	コミック出版
(株)ウィットスタジオ	30,000千円	66.7%	アニメ制作
(株)シグナル・エムディ	30,000千円	100.0%	アニメ制作
(株)リング・フランカ	75,000千円	50.0%	Webマンガ運営
Production I.G., LLC	167,098米ドル	100.0%	版権

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	(株)プロダクション・アイジー (株)マッグガーデン
特定完全子会社の住所	東京都武蔵野市中町二丁目1番9号 東京都千代田区五番町6番地2号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,501,605千円 1,062,514千円
当社の総資産額	3,838,303千円 3,838,303千円

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題と対処方針は下記のとおりであります。

① クリエイターの発掘、協力会社の獲得

次世代を担うクリエイターの発掘・育成のために、人材の交流、作品公募、制作環境やサポート体制の整備、教育者の確保に対応してまいります。また、優秀な人材や協力会社の獲得のために、透明性のある契約と成功報酬制度など法務面の充実に継続して取り組んでまいります。

② 映像制作事業の予算見積もりと管理

映像制作費用は、CG制作費や優秀なクリエイター等の外注費が高騰し、また、制作期間が長くなっていることから、人件費を含む固定費が増加し、当初予算見積もりより超過するようになりました。現況に合った確度の高い映像制作予算の見積もりを策定し、管理体制を整え映像制作事業の収益改善に継続して取り組んでまいります。

③ 映像技術の進歩

コンピュータを使用したアニメーション制作、映画のデジタル上映化等、映像技術は著しく進歩しております。これに伴い、コンピュータを使った画像処理、ネットワークやサーバ等の制作環境、工程やデータの管理等、技術の習得と人材の育成及び情報インフラの整備に継続して取り組んでまいります。

④ メディアの多様化

動画配信サービスの急激な普及により、テレビやPC、スマートフォン等のメディアで視聴できる環境となり、国境を越え圧倒的な量のコンテンツを享受できる時代を迎えております。数多くのメディアで視聴できるようにパートナー企業と協力し、分配金・印税の獲得に継続して取り組んでまいります。

⑤ 海外展開

国内のコンテンツ市場が横ばいとなる中で、海外パートナーとの協力関係を築き、映像制作の受注や配信等、海外市場拡大に継続して取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年5月31日現在）

① 映像制作事業

企画から編集までの一貫した制作ラインを有し、国内外からの受注や自社原作の劇場、テレビ、配信、ビデオ用その他のアニメーション等の映像制作事業を行っております。

② 出版事業

コミック誌、コミックス（単行本）及び関連する書籍の出版及び配信事業を行っております。

③ 著作権事業

映像制作における民法上の任意組合の性格を持つ製作委員会等へ出資を行うことにより、二次利用に関する一部権利の販売業務及び当該出資割合に応じた収益分配収入を得ております。

また、企画・原作・制作者等の著作者印税を得ております。

④ その他事業

イラスト描き、キャラクターグッズ等の商品販売やデジタルコンテンツによる収入を得ております。

(6) 主要な営業所（2022年5月31日現在）

名	称	所	在	地
当	社	本	社	： 東 京 都 武 蔵 野 市
(株)プロダクション・アイジー		本	社	： 東 京 都 武 蔵 野 市
(株) マ ッ グ ガ ー デ ン		本	社	： 東 京 都 千 代 田 区
(株) ウ ィ ッ ト ス タ ジ オ		本	社	： 東 京 都 武 蔵 野 市
(株) シ グ ナ ル ・ エ ム デ ィ		本	社	： 東 京 都 武 蔵 野 市
(株) リ ン ガ ・ フ ラ ン カ		本	社	： 東 京 都 武 蔵 野 市

(7) 使用人の状況（2022年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

	使用人数	前連結会計年度末比増減
映像制作事業	326名	19名増
出版事業	36名	4名増
著作権事業	25名	5名増
その他事業	1名	—
全社	5名	—
合計	393名	28名増

(注)使用人数にはパート、アルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	—	49.0歳	3.4年

(注)使用人数にはパート、アルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年5月31日現在)

借入先	借入残高
(株)三井住友銀行	200,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,055,400株
- ③ 株主数 2,757名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
石川光久	974,300株	20.2%
(株)電通グループ	498,000株	10.3%
日本テレビ放送網(株)	498,000株	10.3%
(株)NTTふらら	252,000株	5.2%
日本マスタートラスト信託銀行 (株) (信託口)	234,600株	4.9%
保坂嘉弘	132,600株	2.7%
佐藤徹	128,600株	2.7%
HIBIKI PATH AOBA FUND	123,000株	2.6%
(株)日本カストディ銀行 (信託E口)	108,900株	2.3%
石川みちる	96,500株	2.0%

(注) 1. 持株比率は自己株式(232,133株)を控除して計算しております。

2. 持株比率の計算上、株式給付ESOP信託口が所有する当社株式108,900株を含めて計算しております。

(2) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態（2022年5月31日現在）

会社における地位 担当	氏名	重要な兼職の状況 当社との取引関係
代表取締役社長 CEO(最高経営責任者)	石川光久	(株)プロダクション・アジール代表取締役社長 経営指導料の受取
取締役 COO(最高執行責任者)	保坂嘉弘	(株)マックガーデン代表取締役会長 経営指導料の受取
取締役 (社外)(独立)	板東浩二	船井電機(株)代表取締役会長兼社長 取引関係なし
常勤監査役	中野広之	
監査役 (社外)(独立)	桶田大介	シライツ法律事務所パートナー 取引関係なし
監査役 (社外)(独立)	木本恵輔	明星監査法人代表社員 取引関係なし

- (注) 1. 取締役板東浩二氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役桶田大介氏及び木本恵輔氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、板東浩二氏、桶田大介氏及び木本恵輔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、120万円以上又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
 4. 当社は、板東浩二氏、桶田大介氏及び木本恵輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 監査役木本恵輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役及び監査役の報酬等

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	12,650千円 (2,900千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	11,090千円 (5,500千円)
合計 (うち社外役員)	6名 (3名)	23,740千円 (8,400千円)

- (注) 1. 役員報酬の限度額については2004年8月30日開催の定時株主総会により、取締役報酬は年額200百万円以内、監査役報酬は年額20百万円以内と決議されております。取締役の報酬について

は、株主総会決議の限度内において、中長期的な業績と職責を勘案した定額の基本報酬、短期的な当事業年度の経常利益に対する貢献度に応じて評価した役員賞与を報酬算定の基本的な方針としております。個々の取締役の報酬については、独立社外取締役の意見を聴取したうえで、取締役会決議に基づき、代表取締役に一任しております。

2. 2022年8月30日開催予定の第33回定時株主総会において付議いたします役員に対する賞与支給予定額を含んでおります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

④ 社外役員に関する事項

イ 重要な兼職先と当社との関係

・社外取締役の重要な兼職先及び取引関係は9ページに記載の通りです。

ロ 当事業年度における主な活動状況

活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役	板東浩二	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な立場から経営全般に関する有意義な発言を行っております。
監査役	桶田大介	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、事業内容に関して意見を述べました。また、当事業年度に開催された監査役会7回のうち7回に出席し、弁護士としての専門的知見及び豊富な経験を活かし、客観的な立場から主に事業のリスク管理や業務監査の状況に関して、有意義な発言を行っております。
監査役	木本恵輔	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、事業内容に関して意見を述べました。また、当事業年度に開催された監査役会7回のうち7回に出席し、会計士としての専門的知見及び豊富な経験を活かし、客観的な立場から主に事業のリスク管理や業務監査の状況に関して、有意義な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要】

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守と公正な倫理観が企業存続の必要条件との認識の下、当社管理部長は監査役、内部監査室と連携しグループ全体のコンプライアンス体制の構築、整備に努め、重要な意思決定にあたっては事前に法令及び定款に適合しているか否かを検討し、必要に応じて取締役会に報告する。

監査役も独自にグループ会社の業務活動の法令及び定款への適合性、法令遵守の状況について監査を行い、内部牽制の徹底のための助言、勧告等を行う。内部監査室は、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。

万が一コンプライアンスに関連する問題が発生した場合には、その内容・対処案が当社及び各子会社の代表取締役、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議議事録、取締役が職務権限規程等に基づいて決裁した書類等を、法令の定め及び文書管理規程、稟議規程等に基づき、適切に保存・管理（廃棄を含む）し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、グループ各社で稟議規程、職務権限規程等に基づき、組織的に損失の発生を未然に防止するものとする。リスクが発現した場合はその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告する体制を構築し、当社取締役会を中心に損失を最小限度にとどめるために必要な対応を早急に検討し実行する。

日常的にもグループ各社の取締役、各部門を統括する使用人は、関係規程及びそれぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、評価、分析したうえで適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役は、取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等に基づいて効率的に職務の執行を行う。加えてさらなる意思決定の効率化と業務執行機能の強化を図るため、執行役員規程を導入する。

毎月1回取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況並びに年度計画に基づく各社の業務の進捗状況を報告し、これを監視監督する。

⑤ 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社管理部長は関係会社管理規程に基づきグループ各社の業務等の把握に努め、取締役会において、グループ各社の業績、財務状況その他重要な事項についてグループ各社の代表取締役及び担当取締役とあわせて報告を行い、当社企業集団における業務の適正の確保に努める。

あわせて、グループ各社の間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、監査役又は担当部署と十分な情報交換を行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

① 当社管理部長を中心に監査役、内部監査室と連携してグループ全体のコンプライアンス体制の整備に努めている。取締役会も毎月1回開催し、重要な意思決定、業務執行状況や年度計画に基づく各社の業務の進捗状況の報告を行い、グループ全体の業務の適正性、職務執行の効率性を監視監督している。反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取組みを実施している。

開催された取締役会については議事録を作成し、社長決裁の決裁資料等とともに文書管理規程に基づいて事務局により適切に保存を行っている。

損失の危険についてはグループ各社で規程に基づき組織的に損失の未然防止に努めるとともに、リスクが発現するおそれが確認された場合は速やかに当社の取締役会に報告し、対策の検討を行った。

グループ各社での不適切な取引又は会計処理の防止も含め、内部監査部門による定期的な内部統制監査も実施している。

② 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は内部監査室と連携し、取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役社長との定期的な会合を行い、監査上の重要課題、重要な意思決定の過程等を随時把握している。

また、グループ各社の経営に重大な損失を与える事項又はそのおそれがあるときは監査役に報告する旨を周知し、監査役も必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め監査を行った。

監査のために人員が必要な場合は監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する使用人を置いて補助を行うとともに、監査のために必要となる費用はその適正性に留意しながら監査役から請求があった場合は法令に則って前払又は償還した。

連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,958,421	流動負債	5,450,046
現金及び預金	5,305,362	買掛金	760,074
受取手形、売掛金 及び契約資産	3,272,864	未払金	348,362
商品及び製品	122,421	未払印税	804,597
仕掛品	7,671	未払法人税等	477,461
貯蔵品	8,773	前受金	1,630,220
前渡金	30,573	預り金	655,850
その他	211,255	役員賞与引当金	70,070
貸倒引当金	△498	受注損失引当金	323,481
固定資産	2,457,025	その他	379,929
有形固定資産	1,775,941	固定負債	507,220
建物及び構築物	388,504	長期借入金	200,000
土地	651,249	退職給付に係る負債	89,535
映像マスター	668,602	役員退職慰労引当金	76,299
その他	67,584	株式給付引当金	63,336
無形固定資産	36,189	その他	78,050
コンテンツ資産	12,993	負債合計	5,957,266
その他	23,196	(純資産の部)	
投資その他の資産	644,894	株主資本	5,378,279
投資有価証券	252,651	資本金	781,500
その他	392,242	資本剰余金	2,186,440
資産合計	11,415,446	利益剰余金	2,946,214
		自己株式	△535,876
		その他の包括利益 累計額	△1,051
		為替換算調整勘定	△1,051
		非支配株主持分	80,952
		純資産合計	5,458,180
		負債・純資産合計	11,415,446

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2021年6月1日)
(至 2022年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		11,872,358
売 上 原 価		9,764,395
売 上 総 利 益		2,107,962
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,534,469
営 業 利 益		573,492
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	367	
為 替 差 益	25,226	
受 取 賃 貸 料	20,701	
補 助 金 収 入	5,845	
そ の 他	2,704	54,843
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	553	
賃 貸 収 入 原 価	15,023	
知 的 財 産 関 連 費 用	4,310	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,590	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	31,111	
そ の 他	278	53,868
経 常 利 益		574,468
特 別 損 失		
減 損 損 失	28,386	28,386
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		546,082
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	578,302	
法 人 税 等 調 整 額	△10,529	567,772
当 期 純 損 失 (△)		△21,690
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△27,442
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,751

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年6月1日 残高	781,500	2,186,440	2,849,505	△189,732	5,627,713
会計方針の変更による累積的影響額			141,510		141,510
会計方針の変更を反映した当期期首残高	781,500	2,186,440	2,991,015	△189,732	5,769,224
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△50,552		△50,552
自己株式の取得				△346,144	△346,144
親会社株主に帰属する当期純利益			5,751		5,751
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△44,800	△346,144	△390,944
2022年5月31日 残高	781,500	2,186,440	2,946,214	△535,876	5,378,279

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2021年6月1日 残高	△4,235	△4,235	157,296	5,780,774
会計方針の変更による累積的影響額				141,510
会計方針の変更を反映した当期期首残高	△4,235	△4,235	157,296	5,922,285
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△50,552
自己株式の取得				△346,144
親会社株主に帰属する当期純利益				5,751
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3,183	3,183	△76,344	△73,160
連結会計年度中の変動額合計	3,183	3,183	△76,344	△464,105
2022年5月31日 残高	△1,051	△1,051	80,952	5,458,180

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

連結子会社の名称

(株)プロダクション・アイジー

(株)マッグガーデン

(株)ウィットスタジオ

(株)シグナル・エムディ

(株)リング・フランカ

Production I.G., LLC

Great Pretenders 製作委員会

前連結会計年度において連結子会社でありました「CYBORG009 CALL OF JUSTICE」製作委員会は、重要性が乏しくなったため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

主要な非連結子会社等の名称

CYBORG009 CALL OF JUSTICE製作委員会

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社 9社

会社の名称

蒼穹のファフナー THE BEYOND 製作委員会

シネマラボ 製作委員会

Vivy -Fluorite Eye's Song- 製作委員会

魔法使いの嫁OAD 製作委員会

(株)オルタナ

(株)JOEN

銀河英雄伝説2 製作委員会

BUBBLE 製作委員会

やがて海へと届く 製作委員会

前連結会計年度において持分法の適用対象でありました「ヴィンランド・サガ」製作委員会は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。また、新たに出資した「魔法使いの嫁OAD」「銀河英雄伝説2」「BUBBLE」「やがて海へと届く」製作委員会、(株)オルタナ、(株)JOENの6社を持分法の適用範囲に含めております。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社

持分法を適用していない非連結子会社のうち主要な会社等の名称

CYBORG009 CALL OF JUSTICE製作委員会

連結の範囲から除いた理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

映像制作

商

品

最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品	最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
出版製	総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
仕掛品	総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
車両運搬具	4～6年
器具備品	2～15年
映像マスター	1年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)に基づいており、コンテンツ資産は1年であります。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ニ 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、受注済案件のうち当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を引当計上しております。

ホ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ヘ 役員退職慰労引当金

連結子会社の一部は役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

イ 映像制作事業

映像制作事業においては、主にアニメーションの制作を請け負っております。

受注先は、テレビ、劇場、OVA用のアニメーションのほとんどが製作委員会となっており、配信用のオリジナルアニメーションは配信会社より、ゲーム、CM、遊技機用のアニメーションは、クライアント及び広告会社等から請負っております。

請負による映像作品の制作については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたって収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した制作原価が、見積総原価に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、制作期間がごく短い場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、映像素材を納品した時点で収益を認識しております。

ロ 出版事業

出版事業においては、主にコミック誌(雑誌・定期刊行物)、コミックス(単行本)及びイラスト集等の関連書籍の出版販売、当社著作物の電子書籍配信許諾を行っております。

出版販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。電子書籍配信許諾については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライ

センスが供与される時点で知的財産を使用する権利に該当するため、一時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、将来予想される返品等を控除し金額で測定しております。また、顧客に支払う割戻しや運賃協力金なども収益から控除しております。

ハ 著作権事業

著作権事業においては、映像制作事業で制作を請け負ったアニメーション作品の製作委員会(注)等への出資を通じた著作権の保有やオリジナルコンテンツの自社制作を行っております。

製作委員会への出資を通じた著作権の保有については、製作委員会の窓口業務として国内外へ作品の二次利用に関する自動公衆送信権、商品化権等の権利の販売業務を行っているほか、製作委員会への出資割合に応じた収益分配収入を得ております。オリジナルコンテンツについては配信会社等に映像配信権を許諾することによるライセンス収入を得ております。

製作委員会への出資に対する収益分配収入については、「金融商品に関する会計基準」第132項に基づき、製作委員会の窓口業務を行っている各事業者から収益分配報告書を受領した時点で、製作委員会が獲得した純利益のうち当社出資割合に応じた持分相当額の収益を認識しております。

オリジナルコンテンツのライセンス許諾については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利に該当するため、一時点で収益を認識しております。

(注) 「製作委員会」とは、アニメーションや映画の製作資金を効率的に調達することを目的に映像作品ビジネスに精通する複数の事業者から出資を募り、出資割合によって共同で著作権を保有する団体であり、その多くは民法上の任意組合の性格を持ち、各事業者がそれぞれ得意とする事業領域において窓口業務を担うことによって、収益の最大化を図る目的で組成しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ロ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により、円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

受注損失引当金

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
受注損失引当金 323,481千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、映像制作事業における作品ごとの見積総原価が受注金額を超過する可能性が高く、予想される損失額を合理的に見積ることができる場合に、将来の損失見込額を受注損失引当金として計上しております。

見積総原価は主に労務費及び外注費等により構成されており、労務費及び外注費等の見積りに係る主要な仮定としては、納品予定月及び制作工数が挙げられます。納品予定月及び制作工数は、作品ごとの公開スケジュール、直近の制作状況、過去の実績等に基づき算定しておりますが、想定外の事象の発生等により、見積りを超えた原価が発生する場合は、当社グループの業績を変動させる可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

イ 映像制作事業

映像作品の制作については、従来、作品が完成し映像素材を納品した時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した制作原価が、見積総原価に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識してお

ります。なお、制作期間がごく短い場合には、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、映像素材を納品した時点で収益を認識しております。

ロ 出版事業

将来返品されると見込まれる商品及び製品については、従来、販売時に対価の全額を収益として認識し、過去の返品実績に基づき売上総利益相当額を「流動負債」の「返品調整引当金」として計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品及び製品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返品されると見込まれる商品及び製品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、商品及び製品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。また、販売促進費等の顧客に支払われる対価については、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

ハ 著作権事業

ライセンスの供与に係る収益について、従来は、一部の取引において許諾期間、入金期間等の合理的な基準に基づき収益を認識する方法等によっておりましたが、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は62,293千円増加し、売上原価は73,217千円増加し、従来の方法による返品調整引当金戻入額が830千円減少したことで、差引売上総利益は11,753千円減少し、販売費及び一般管理費は30,373千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ18,619千円増加しております。

また、利益剰余金の当期首残高は141,510千円増加しております。収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「未払金」に含めていた「未払印税」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

(追加情報)

(株式給付信託 (J-ESOP))

(1) 取引の概要

当社は、2013年12月20日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議しました。

本制度は、予め当社グループが定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員及び当社グループ会社の役職員(以下「従業員等」といいます。)に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社グループは、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を在職時に無償で給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員等の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取組み、中長期的な事業拡大及び将来の当社グループ経営を担う有能な人材の確保が期待されます。

当社株式の取得及び処分については、当社と信託口は一体であるとする会計処理をしております。従って、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度189,486千円、108,900株であります。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言の発令等経済活動が制限され、ポストプロダクションの工程の遅れや劇場公開の延期により、業績に影響が出ましたが、経済活動の再開に伴い徐々に回復傾向で推移いたしました。

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響について、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、2023年5月期も引き続き回復基調に向かうものと仮定し、受注損失引当金等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	308,107千円
土地	419,842千円
計	727,949千円

(注) 当該担保提供資産は、金融機関借入に対する担保提供であります。当連結会計年度末現在、対応債務はありませんが、将来の借入に備えております。

2. 直接控除した各資産に係る減価償却累計額

区分	資産の種類	期末減価償却累計額 (千円)
有形固定資産	建物及び構築物	499,175
	映像マスター	7,739,112
	その他	231,460
	計	8,469,748

3. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金	2,229,770千円
契約資産	1,043,094千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表（収益認識に関する注記）「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社	用途	種類	場所	金額
株プロダクション・アイジー	遊休資産	土地	山梨県北杜市 長野県軽井沢町	370千円
株ウィットスタジオ	映像制作事業	有形固定資産 その他(器具備品、ハード)、無形固定資産 その他(ソフト)、投資その他の資産 その他(長期前払費用)	東京都 武蔵野市	9,209千円
株シグナル・エムディ	映像制作事業	有形固定資産 その他(ハード)、投資その他の資産 その他(長期前払費用)	東京都 武蔵野市	18,806千円

当社グループは、事業用資産においては管理会計上の区分を基準に、遊休資産においては物件所在地単位で、本社等に関しては共用資産として、グルーピングを行っております。

建物及び構築物、その他については、当初想定していた収益が見込めないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、ハード18,541千円、土地370千円、器具備品1,651千円、ソフト596千円、長期前払費用7,226千円であります。

なお、土地の回収可能価額については正味売却価額により測定しており、その価額は固定資産税評価額を基に算定しており、建物及び構築物、ソフト、その他は、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	5,055,400	—	—	5,055,400

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年8月30日 定時株主総会	普通株式	50,552千円	10円	2021年5月31日	2021年8月31日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」の導入において設定した㈱日本カ
ストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金1,089千円を含めて記
載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連
結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当の原資	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年8月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	24,116千円	5円	2022年5月31日	2022年8月31日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」の導入において設定した㈱日本カ
ストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金544千円を含めて記載
しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されてお
ります。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変
動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日
であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額に
ついては、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に
は含まれておりません((注)を参照ください)。また、「現金及び預金」「売
掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払印税」及び「未払法人
税」については、現金及び短期間で決裁されるため時価が帳簿価額に近似す
るものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	200,000	199,492	△507

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	168,846
投資事業有限責任組合への出資	83,805

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対表額計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2022年5月31日）

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	199,492	—	199,492
合計	—	199,492	—	199,492

(注) 長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	合計
	映像制作事業	出版事業	著作権事業	計		
売上高						
TV・配信・ビデオ用のアニメ映像制作	3,859,479	-	-	3,859,479	-	3,859,479
劇場用のアニメ映像制作	1,196,799	-	-	1,196,799	-	1,196,799
その他のアニメ映像制作	804,841	-	-	804,841	-	804,841
コミック・書籍の出版販売	-	764,511	-	764,511	-	764,511
電子書籍の販売	-	1,697,099	-	1,697,009	-	1,697,099
映像コンテンツの著作権料	-	-	1,709,740	1,709,740	-	1,709,740
出版物に係る原作印税収入	-	-	191,173	191,173	-	191,173
その他	95,720	185,329	53,637	334,686	336,560	671,247
顧客との契約から生じる収益	5,956,841	2,646,940	1,954,551	10,558,333	336,560	10,894,893
その他の収益	-	-	977,464	977,464	-	977,464
外部顧客への売上高	5,956,841	2,646,940	2,932,015	11,535,797	336,560	11,872,358

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、原稿(雑誌のイラスト)や商品販売等を行っています。

2. 「その他の収益」には、製作委員会への出資から生じる収益の分配などの企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)「3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	千円	千円
売掛金	1, 225, 181	2, 229, 770
契約資産	1, 338, 439	1, 043, 094
契約負債		
前受金	1, 173, 849	1, 630, 220

契約資産は、映像制作事業における映像作品の制作請負契約において、未請求の映像作品の制作に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当社グループの権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、映像制作事業において映像作品の制作請負契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1, 057, 511千円であります。

契約資産及び契約負債の増減は、映像作品の制作請負契約に係る収益の認識及び前受金の受取によるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的）に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

	当連結会計年度
1年以内	7, 115, 836 千円
1年超	3, 533, 881
合計	10, 649, 717

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象には含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格は、当連結会計年度末日現在、当社グループが受注済みの映像制作事業における映像作品の制作請負契約に係る取引価格のうち、収益を認識していない取引価格の総額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,140円60銭
1株当たり当期純利益	1円17銭

1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」制度の信託財産として、(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は341,033株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は123,016株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	122,180	流動負債	26,889
現金及び預金	104,770	未払金	7,116
前払費用	542	未払費用	5,718
未収法人税等	15,212	未払法人税等	2,096
その他	1,654	預り金	1,757
固定資産	3,716,123	役員賞与引当金	6,700
有形固定資産	179	その他	3,500
工具、器具及び備品	179	固定負債	518,896
無形固定資産	3	長期借入金	455,000
その他	3	退職給付引当金	560
投資その他の資産	3,715,940	株式給付引当金	63,336
関係会社株式	3,641,282	負債合計	545,785
その他	74,658	(純資産の部)	
		株主資本	3,292,518
		資本金	781,500
		資本剰余金	2,162,062
		資本準備金	1,952,715
		その他資本剰余金	209,347
		利益剰余金	884,831
		利益準備金	2,452
		その他利益剰余金	882,378
		別途積立金	140,000
		繰越利益剰余金	742,378
		自己株式	△535,876
		純資産合計	3,292,518
資産合計	3,838,303	負債・純資産合計	3,838,303

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

（自 2021年6月1日）
（至 2022年5月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額
営 業 収 益	131,112
営 業 費 用	127,498
営 業 利 益	3,613
営 業 外 収 益	
受 取 配 当 金	77,000
そ の 他	128
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,031
経 常 利 益	79,710
税 引 前 当 期 純 利 益	79,710
法人税、住民税及び事業税	1,588
法人税等調整額	700
当 期 純 利 益	77,421

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利益 準備金	利 益 剰 余 金		利益 剰余金 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金 別途 積立金	繰越 利益 剰余金	
2021年6月1日残高	781,500	1,952,715	209,347	2,162,062	2,452	140,000	715,510	857,962
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△50,552	△50,552
当期純利益							77,421	77,421
自己株式の取得								—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	26,868	26,868
2022年5月31日残高	781,500	1,952,715	209,347	2,162,062	2,452	140,000	742,378	884,831

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
2021年6月1日残高	△189,732	3,611,793	3,611,793
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△50,552	△50,552
当期純利益		77,421	77,421
自己株式の取得	△346,144	△346,144	△346,144
事業年度中の変動額合計	△346,144	△319,275	△319,275
2022年5月31日残高	△535,876	3,292,518	3,292,518

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

イ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

ロ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益は、主にグループ会社への経営指導料となります。

当社は、グループ会社との経営指導に係る契約に基づき、各社に対し経営・企画等の指導を行うことを履行義務として識別しております。

当該取引は、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するものであることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用

し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めていた「未収法人税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた「受取利息」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 3,641,282千円

なお、当事業年度において関係会社株式評価損は発生しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式については、実質価額が取得価額に比べ著しく低下したと認められる場合、投資先の事業計画等により回収可能性を検討したうえで、回収可能額又は1株当たり純資産額まで評価損を計上しております。

また、将来、投資先の業績不振等により、現在の帳簿価額に反映されていない損失が生じ、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

(追加情報)

(株式給付信託 (J-ESOP))

「株式給付信託 (J-ESOP)」に関する会計処理について、「連結注記表(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,705千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 - 短期金銭債権 742千円
 - 短期金銭債務 99千円
 - 長期金銭債権 62,640千円
 - 長期金銭債務 455,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引による取引高の総額
 - 営業収益 131,112千円
 - 営業費用 △4,341千円

2. 関係会社との営業外取引による取引高の総額
 - 営業外収益 77,000千円
 - 営業外費用 1,031千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式 (注)	109,033	232,000	—	341,033

(注)「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として、信託口が所有する当社株式 108,900株については、自己株式に含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	2,792千円
未払事業税	318
会社分割による子会社株式	74,320
関係会社株式評価損	37,612
繰越欠損金	18,365
その他	384
繰延税金資産小計	<u>133,794</u>
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	△15,299
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	△112,104
評価性引当額小計	<u>△127,404</u>
繰延税金資産合計	<u>6,390</u>
繰延税金資産の純額	<u>6,390</u>

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は（重要な会計方針に係る事項に関する注記）「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)の割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)プロダクション・アイジー	100.0 (0.0)	役員兼任 2名 経営指導	経営指導料の受取	71,142	—	—
				資金の借入	—	長期借入金	75,000
				利息の支払	899	—	—
子会社	(株)マッグガーデン	100.0 (0.0)	役員兼任 1名 経営指導	経営指導料の受取	26,142	—	—
				資金の借入	380,000	長期借入金	380,000
				利息の支払	131	—	—
子会社	(株)ウィットスタジオ	66.7 (0.0)	経営指導	経営指導料の受取	19,920	—	—
子会社	(株)シグナル・エムディ	100.0 (0.0)	経営指導	経営指導料の受取	12,726	—	—
子会社	(株)リング・フランカ	50.0 (0.0)	役員兼任 1名 経営指導	経営指導料の受取	1,182	—	—

(注)取引条件及びその決定方針

(株)プロダクション・アイジー、(株)マッグガーデン、(株)ウィットスタジオ、(株)シグナル・エムディ及び(株)リング・フランカの経営指導料については、当社において発生が見込まれる管理費用等の負担額を勘案して決定しております。
その他の取引については、市場価格を参考に一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	698円40銭
1株当たり当期純利益	15円70銭

1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は341,033株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は123,016株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月22日

株式会社 I Gポート

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 英俊 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原 康二 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社I Gポートの2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社I Gポート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月22日

株式会社 I G ポート

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 英俊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 康二 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I G ポートの2021年6月1日から2022年5月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月27日

株式会社 I G ポート 監査役会

常勤監査役	中	野	広	之	ⓐ
社外監査役	桶	田	大	介	ⓐ
社外監査役	木	本	恵	輔	ⓐ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、第33期の期末配当につきましては、業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円
総額24,116,335円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年8月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削 除）

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額6,700千円（取締役分5,450千円（うち社外取締役分500千円）、監査役分1,250千円（うち社外監査役分700千円））を支給いたしたいと存じます。

なお、役員賞与は業務貢献度に応じて評価し、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については独立社外取締役の意見を聴取したうえで取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

場 所：〒181-8525

東京都三鷹市下連雀三丁目38番4号

三鷹産業プラザ 7階 703-705会議室

電 話 0422-40-9911



※会場へのお車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。